１０・４東京「君が代」裁判（二次訴訟）第8回口頭弁論傍聴者の声を送ります。
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【２０１０・１０・４】
　　**「儀式的行為」を「強制」はされない事は「国際基準」である**！

＊本日は、原告側３名の本人尋問：塚本秀男（多摩工業高校）・岩木俊一（拝島高校）・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　石川美紀子（多摩養護学校）…（勤務先は処分時）

学者尋問：土屋秀雄（憲法学　筑波大学大学院教授）

＊「３人の原告がそれぞれの現場をふまえた話をしてくれて、訴える力があったと思います。

０７人事委員会審理で同じグループだった塚本さんの保護者の立場から人事委員会審理に

参加してくれたＳさんが傍聴に来てくださり最後まで残って裁判を応援してくださったことにも感激しました。

裁判をすすめるなかでお互いのことばが響き合い、新たな力を生み出していくことを大切に

して行こうとあらためて原点に返った思いでした。
　土屋先生の証言は明快かつ説得力に充ちたすばらしいものでした**。国旗国歌による国民**

**統合にこだわるアメリカですら、このような判例を生み出しているという**流れを、迫力あるこ

とばで語っていただけて、闘いの確信を得た思いでした。（余談ですが、土屋先生は私より

１０才くらい若いと思っていたのに、証言の冒頭で同い年だと知り、ショックでした。）
１０月は裁判が続きますが、傍聴することで得るものの大きさを実感することができた１日

でした。　（Ｍ・Ｋ　２次・３次原告）

＊「土屋先生の証言は本当に胸がスカッとするものでした。整然と話していただいて、**国旗、**

**国歌の強制は、国際法的にも、外国の状況と比べても違法だということがよくわかった。**

こんなことをやっているのは、日本と石原のイミ嫌う中国だけというのがおかしい。」

（Ｗ・Ｍ　原告）

＊「塚本さんへの反対尋問で、都側の森末代理人が、今は「身分制度はないでしょう」と発言

しました。塚本さんは被差別部落出身の生徒とのかかわりを述べていたので、この発言は「

部落差別はもうないでしょう」という主旨だと聞こえました。だとしたらこれは問題発言です。

都側の代理人として法廷で発言しているのです。撤回、少なくとも釈明を求めるべきではな

かったでしょうか。土屋先生の証言は、アメリカの判例がなぜ重要なのかから始まり、理詰めで都側の主張を押し潰すものでした。スカッとするものがあり、気持ちが明るくなりました**。職務命令に従えない私たちの正当性が明らかだからです。「日の君」に関する裁判は、今や国策裁判の様相**を示していると感じていますが、最終的な勝利を目指して闘い抜きたいと改めて思いました。」
　（Ｔ．Ｏ　現役３次原告）

＊「司法が信用できない中で、日の丸・君が代に抗して勇敢にたたかっている教師が日本

にいる事に大きな希望を持ちました。」　（Ｍ・Ａ　市民）

＜ヒゲメモ＞
毎回の法廷は、感動の連続の生の劇場です。３人の原告尋問も堂々と胸を張って、己の教師

として、人間としての誇りと尊厳をかけて、教育現場を土足で破壊するきっかけになった

「１０・２３通達」と「職務命令」には絶対に負けるわけにはいかない。この国が再びものが言えなくなる日の復活を許さない。その迫力ある姿勢は、都側代理人の挑発にも堂々と反論していました。土屋先生の証言は「『儀礼的行為』を『強制』することは、国際基準に照らしても、国際人権条約違反であり、絶対に許されるものではない！」と力強く証言。詳細な外国、とりわけ日本の司法が模範としている、アメリカの連邦法廷での数々の「強制」を拒否する自由があること詳細に証言してくださった。
「勝利は、我にあり！」などと確信しつつ、日本の保守的司法の現状をいかに打破するのか、

いかに「多くの市民」のみなさんの心に訴え支援の輪を広げることが重要か再確認しました。

今後もご支援よろしく。
（原告・代理人　１９名。傍聴者午前・午後計８０名。心から感謝。星野）